

白環第 877 号
平成 24 年 3 月 13 日

東京電力株式会社
代表取締役社長 西澤 俊夫 様

千葉県白井市長 伊澤 史夫



放射性物質の除染等の措置に要した費用の請求について

白井市は、平成 23 年 3 月 11 日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対し、同年 6 月より空間放射線量の測定や表土除去等その除染等の措置を進め、今後も「白井市除染実施計画」(平成 24 年 3 月策定予定)に基づき鋭意推進することとしています。

この除染等の措置については、多大な費用と労力を費やし、また今後さらに拡大していくこととなります。これは事態を引き起こした貴社が管理運営する原子力発電所に起因するものと捉えており、白井市では、原因者負担の原則により、貴社に対し、下記のとおり白井市が平成 23 年度に実施した除染等の措置に要した経費を請求します。

なお、本日以降生じる経費についても改めて請求します。

記

1. 白井市が放射線量除染等の措置に要した費用

金 7,181,356 円

内訳

- ① 農産物及び学校・保育園給食の放射能検査関係費用 3,819,481 円
- ② 小・中学校・保育園・幼稚園の放射線測定及び放射線量低減策に関する費用 207,600 円
- ③ 広報活動に関する費用 69,410 円
- ④ 人件費 3,084,865 円

白井市環境建設部環境課放射線対策室
〒270-1492
千葉県白井市復 1123
TEL047-492-1111